

証券コード 4 4 4 6
2025年10月14日
(電子提供措置の開始日2025年10月7日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番3号
Link-Uグループ株式会社
代表取締役グループCEO 松 原 裕 樹

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://link-u.group/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Link-Uグループ」又は「コード」に当社証券コード「4446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」（６頁～22頁）をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に基づき、2025年10月28日（火曜日）午後６時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午前10時 （開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター１階 RoomB
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2024年８月１日から2025年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2024年８月１日から2025年７月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役３名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項に関しましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・事業報告の「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又

は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年10月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年10月28日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年10月28日（火曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

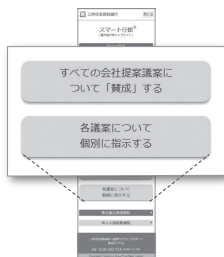
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

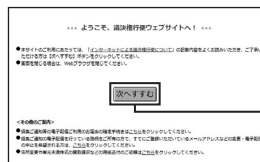
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

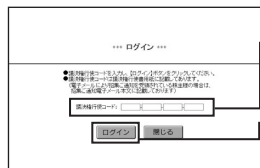
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

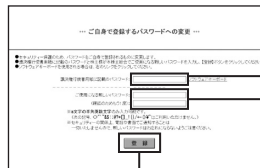
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行の実現を図り、かつ、意思決定の透明性を向上させ海外投資家からの信頼を獲得することを目的として監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

本移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現                         | 行 | 定 | 款 | 変                                         | 更 | 案 |
|---------------------------|---|---|---|-------------------------------------------|---|---|
| 第1章 総則                    |   |   |   | 第1章 総則                                    |   |   |
| (機関)                      |   |   |   | (機関)                                      |   |   |
| 第 4 条                     |   |   |   | 第 4 条                                     |   |   |
| 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 |   |   |   | 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。                 |   |   |
| (1) 取締役会                  |   |   |   | (1) 取締役会                                  |   |   |
| (2) <u>監査役</u>            |   |   |   | (2) <u>監査等委員会</u>                         |   |   |
| <u>(3) 監査役会</u>           |   |   |   | <u>(削除)</u>                               |   |   |
| <u>(4) 会計監査人</u>          |   |   |   | <u>(3) 会計監査人</u>                          |   |   |
| 第4章 取締役及び取締役会             |   |   |   | 第4章 取締役及び取締役会                             |   |   |
| (員数)                      |   |   |   | (員数)                                      |   |   |
| 第19条                      |   |   |   | 第19条                                      |   |   |
| 当会社の取締役は、10名以内とする。        |   |   |   | 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く)</u> は、10名以内とする。 |   |   |
| (新設)                      |   |   |   | <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>        |   |   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第20条</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第20条</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）とを区別して行う。</u></p> <p>4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役<u>（監査等委員である者を除く）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役グループCEO、その他役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条<br/>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条<br/>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>、取締役グループCEO、その他役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条<br/>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)<br/>第29条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/><u>(員数)</u><br/>第31条<br/><u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u><br/>第32条<br/><u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/><u>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> | <p>(報酬等)<br/>第29条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br/>第31条<br/><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u><br/> 第33条<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第34条<br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第35条<br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> 第36条<br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第32条<br/> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第33条<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/> 第34条<br/> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第36条</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第41条</u> (現行通り)</p> <p><u>第42条</u> (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第43条</u><br/>           会計監査人の報酬等は、取締役グループCEOが<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第44条</u> (現行通り)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第37条</u> (現行通り)</p> <p><u>第38条</u> (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u><br/>           会計監査人の報酬等は、取締役グループCEOが<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第40条</u> (現行通り)</p> <p><u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/>           当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                                 | 現在の当社における地位     |    |
|-------|-----------------------------------------------------|-----------------|----|
| 1     | <small>まつばら</small><br>松原 <small>ゆうき</small><br>裕樹  | 代表取締役グループCEO    | 再任 |
| 2     | <small>ふじた</small><br>藤田 <small>たかひろ</small><br>貴弘  | 取締役グループ管理統括     | 再任 |
| 3     | <small>ひらふみ</small><br>平文 <small>ひでのり</small><br>英徳 | 執行役員グループ経営推進本部長 | 新任 |

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者

## 再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                         |           |                                   |
|-----------|-------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 2011年 4 月 | 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社   | 2022年 7 月 | リベラルマーケティング株式会社 取締役               |
| 2012年 2 月 | 株式会社サイバーエージェント入社        | 2022年 9 月 | 株式会社Studio Moon6 取締役              |
| 2013年 4 月 | 株式会社電通入社                | 2023年 3 月 | 株式会社REVELYA 取締役                   |
| 2014年12月  | 当社代表取締役社長               | 2023年 9 月 | 株式会社ビューン 取締役（現任）                  |
| 2020年 3 月 | 株式会社HashPalette 代表取締役社長 | 2024年 2 月 | 当社代表取締役グループCEO（現任）                |
| 2021年 3 月 | 株式会社Brightech 代表取締役社長   | 2024年 3 月 | 株式会社Link-U Marketing 代表取締役CEO（現任） |
| 2021年 7 月 | 株式会社アムリンク 取締役           | 2024年 3 月 | 株式会社Romanz 取締役（現任）                |
| 2022年 1 月 | 株式会社HashPalette 取締役     | 2025年 8 月 | 株式会社Link-U Products 取締役（現任）       |
| 2022年 2 月 | 株式会社コンパス 取締役（現任）        |           |                                   |

## 【重要な兼職の状況】

株式会社Brightech 取締役  
株式会社コンパス 取締役  
株式会社ビューン 取締役  
株式会社Link-U Marketing 代表取締役CEO  
株式会社Romanz 取締役  
株式会社Link-U Products 取締役

## 取締役候補者とした理由

松原裕樹氏は、2014年に代表取締役に就任して以降、当社グループの経営を指揮し、当社の主力事業であるマンガサービスを中心に当社グループを大きく成長させてきました。  
当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふ じ た た か ひ ろ  
藤 田 貴 弘

(1978年10月17日生) 所有する当社の株式数 ..... 株

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                         |           |                                     |
|-----------|-------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 2005年 4 月 | 株式会社アビ 代表取締役社長          | 2023年12月  | 株式会社Link-U Technologies 取締役CFO (現任) |
| 2014年12月  | 株式会社社商業藝術 取締役管理本部長      | 2024年 1 月 | 株式会社Brightech 管理部長 (現任)             |
| 2022年12月  | 当社入社                    | 2024年 2 月 | 当社取締役グループ管理統括 (現任)                  |
| 2023年 3 月 | 当社執行役員経営管理本部長           | 2024年11月  | 株式会社コンパス 取締役 (現任)                   |
| 2023年 8 月 | 当社管理統括 兼 執行役員経営管理本部長    | 2025年 3 月 | 株式会社Link-U Marketing 取締役 (現任)       |
| 2023年10月  | リベラルマーケティング株式会社 代表取締役社長 | 2025年 8 月 | 株式会社Link-U Products 取締役 (現任)        |

【重要な兼職の状況】

株式会社Link-U Technologies 取締役CFO  
株式会社Brightech 管理部長  
株式会社コンパス 取締役  
株式会社Link-U Marketing 取締役  
株式会社Link-U Products 取締役

取締役候補者とした理由

藤田貴弘氏は、株式会社社商業藝術において取締役管理本部長としての豊富な実績があり、2022年12月に当社に入社以降、当社グループの経営管理に大きな役割を果たしております。当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

ひら ふみ ひで のり  
平 文 英 徳

(1981年3月16日生)

所有する当社の株式数 ..... 4千株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年4月 ソフトバンクBB株式会社入社

2017年1月 当社入社

2017年1月 当社VaLa担当執行役員

2022年9月 株式会社Studio Moon6 代表取締役CEO

2024年6月 株式会社ビューン 取締役（現任）

2025年4月 当社執行役員グループ経営推進本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ビューン 取締役

取締役候補者とした理由

平文英徳氏は、経営戦略及び事業戦略において高い専門性を有しており、2017年に当社に入社以降、当社グループの事業開発に大きく寄与しております。  
当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、当社における取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担することとしておりますが、各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
2. 取締役候補者松原裕樹氏は、当社の主要株主であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

|       |    |    |    |   |                                    |
|-------|----|----|----|---|------------------------------------|
| 候補者番号 |    |    |    |   |                                    |
| 1     | あん | どう | しん | じ |                                    |
|       | 安  | 藤  | 伸  | 次 | (1957年1月16日生)                      |
|       |    |    |    |   | 所有する当社の株式数 .....一株<br>在任年数 .....一年 |

|    |                             |                       |          |                                 |  |
|----|-----------------------------|-----------------------|----------|---------------------------------|--|
| 新任 | [略歴、当社における地位及び担当]           |                       |          |                                 |  |
| 社外 | 1979年 4 月                   | 日本銀行入社                | 2021年10月 | 当社社外常勤監査役（現任）                   |  |
| 独立 | 2008年 4 月                   | 株式会社かんぽ生命入社           | 2024年11月 | 株式会社Link-U Technologies 監査役（現任） |  |
|    | 2019年 4 月                   | かんぽシステムソリューションズ株式会社入社 |          |                                 |  |
|    | 2019年 6 月                   | 同社取締役                 |          |                                 |  |
|    | [重要な兼職の状況]                  |                       |          |                                 |  |
|    | 株式会社Link-U Technologies 監査役 |                       |          |                                 |  |

**社外監査等委員である取締役候補者とした理由**

安藤伸次氏は、日本銀行におけるシステム管理や株式会社かんぽ生命におけるコンプライアンス担当を務めるなど、豊富な経験、知識を有していることから、その知見に基づいた適切な助言や監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

また、同氏は現在当社の社外常勤監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年間です。

|       |         |                  |                                     |
|-------|---------|------------------|-------------------------------------|
| 候補者番号 |         |                  | 所有する当社の株式数 ……………1千株<br>在任年数 ……………一年 |
| 2     | 塚 田 英 樹 | (1972年 6 月 5 日生) |                                     |

|                                                                                                                                                                                                  |                   |                           |                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 新 任                                                                                                                                                                                              | 【略歴、当社における地位及び担当】 |                           |                                                                             |
| 社 外                                                                                                                                                                                              | 1996年 4 月         | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 | 2007年10月 塚田会計事務所設立 所長（現任）                                                   |
| 独 立                                                                                                                                                                                              | 1999年 9 月         | 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入所  | 2015年10月 当社社外監査役（現任）<br>2022年 3 月 弥生株式会社 監査役（現任）<br>2022年 3 月 監査法人クレア社員（現任） |
| 【重要な兼職の状況】                                                                                                                                                                                       |                   |                           |                                                                             |
| 塚田会計事務所 所長                                                                                                                                                                                       |                   |                           |                                                                             |
| <b>社外監査等委員である取締役候補者とした理由</b><br>塚田英樹氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、その知見に基づいた適切な助言や監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。<br>また、同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって10年間です。 |                   |                           |                                                                             |

|       |         |                            |                                    |
|-------|---------|----------------------------|------------------------------------|
| 候補者番号 |         |                            | 所有する当社の株式数 ……………一株<br>在任年数 ……………一年 |
| 3     | 萩 生 田 彩 | (現姓 川良)<br>(1984年12月 7 日生) |                                    |

|                                                                                                                                                                                                  |                   |                   |                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------|
| 新 任                                                                                                                                                                                              | 【略歴、当社における地位及び担当】 |                   |                                        |
| 社 外                                                                                                                                                                                              | 2011年11月          | 最高裁判所司法研修所入所      | 2017年 5 月 株式会社CREA LEGAL設立、同社代表取締役（現任） |
| 独 立                                                                                                                                                                                              | 2012年12月          | 熊谷法律事務所入所         | 2017年10月 NEXTi法律会計事務所設立、同事務所代表（現任）     |
|                                                                                                                                                                                                  | 2013年 7 月         | 東京さくら法律事務所 共同経営参画 | 2024年 2 月 当社社外取締役（現任）                  |
| 【重要な兼職の状況】                                                                                                                                                                                       |                   |                   |                                        |
| 株式会社CREA LEGAL 代表取締役<br>NEXTi法律会計事務所 代表弁護士                                                                                                                                                       |                   |                   |                                        |
| <b>社外監査等委員である取締役候補者とした理由</b><br>萩生田彩氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、その知見に基づいた適切な助言や監督等の職務を果たしていただけると判断し、社外監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。<br>また、同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年8か月間です。 |                   |                   |                                        |

- (注) 1. 安藤伸次氏、塚田英樹氏及び萩生田彩氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 安藤伸次氏、塚田英樹氏及び萩生田彩氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 安藤伸次氏、塚田英樹氏及び萩生田彩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社における取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担することとしておりますが、安藤伸次氏、塚田英樹氏及び萩生田彩氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時において同様の内容で更新する予定であります。
5. 当社は安藤伸次氏、塚田英樹氏及び萩生田彩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

| 氏名    | 地位                         | 社外 | 当社が取締役に求める経験・知見 |        |       |      |                 |
|-------|----------------------------|----|-----------------|--------|-------|------|-----------------|
|       |                            |    | 企業経営<br>経営戦略    | テクノロジー | グローバル | 財務会計 | 法務<br>リスクマネジメント |
| 松原 裕樹 | 代表取締役<br>グループCEO           |    | ●               |        | ●     |      |                 |
| 藤田 貴弘 | 取締役グループ管<br>理 統 括          |    | ●               |        |       | ●    | ●               |
| 平文 英徳 | 取締役グループ事<br>業 統 括          |    | ●               | ●      | ●     |      |                 |
| 安藤 伸次 | 社 外 取 締 役<br>常 勤 監 査 等 委 員 | ●  | ●               | ●      |       |      |                 |
| 塚田 英樹 | 社 外 取 締 役<br>監 査 等 委 員     | ●  | ●               |        |       | ●    |                 |
| 萩生田 彩 | 社 外 取 締 役<br>監 査 等 委 員     | ●  | ●               |        |       |      | ●               |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年10月26日開催の第3回定時株主総会において、年額100百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額25百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

# 事業報告

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「あらゆる価値を解放し、ココロ震える体験を世界に。」というグループパーパスのもと、高性能オリジナルサーバーを中心としたインフラ技術を強みに、多くのコンテンツホルダーのDX推進パートナーとして取り組んでまいりました。国内の複数のマンガサービスの開発・企画・運用に取り組むほか、マンガやWebtoonの制作・流通、コンテンツのローカライズ、グローバルマンガサービスの運営、マーケティングを通じたコンテンツやサービスのグロースなど、コンテンツを軸に事業領域を拡大してまいりました。

当社グループの主な事業領域である情報通信産業は、総務省発行の「令和7年版情報通信白書」によると、2023年時点で名目GDP57.4兆円となっており、全産業の10.0%を占めております。

当社グループが注力する電子書籍市場につきましては、2024年度の市場規模は6,703億円と推計され、2023年度の6,449億円から254億円（3.9%）増加しております。日本の電子出版市場は2025年度以降も拡大基調で、2029年度には8,000億円程度になると予測されております（インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告2025」）。

このような経営環境の中、当社グループは、リカーリングサービス及び初期開発・保守開発サービスにおいて、既存サービスの収益力拡大及び新規サービスのリリースに注力してまいりました。この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益4,835,406千円(前期比131.7%)、営業利益326,968千円(前期比104.7%)、税引前当期利益308,943千円(前期比99.5%)、親会社の所有者に帰属する当期利益147,986千円(前期比94.0%)となりました。

なお、当社グループはインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度においては、主として事業拡大に伴うオフィスの拡張や工具、器具及び備品の取得により総額161,996千円の設備投資を行いました。  
なお、所要資金については、自己資金を充当いたしました。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より1,100,000千円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
前連結会計年度において連結子会社であったリベラルマーケティング株式会社は、2025年3月31日付で全株式を売却したため、重要な子会社から除いております。  
前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったITFホールディングス株式会社は、2024年12月2日付で全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除いております。  
前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった株式会社アムリンクは、2025年4月30日付で全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除いております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 9 期<br>(2022年7月期) | 第 10 期<br>(2023年7月期) | 第 11 期<br>(2024年7月期) |           | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年7月期) |
|------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------|-----------------------------------|
|                                                      | 日本基準                | 日本基準                 | 日本基準                 | IFRS会計基準  | IFRS会計基準                          |
| 売上高又は売上収益(千円)                                        | 2,275,923           | 3,129,985            | 3,662,056            | 3,671,858 | 4,835,406                         |
| 営 業 利 益(千円)                                          | 117,717             | 434,040              | 353,677              | 312,231   | 326,968                           |
| 経 常 利 益(千円)                                          | 86,533              | 397,273              | 375,480              | —         | —                                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>の所有者に帰属する当<br>期 利 益 (千円) | 33,848              | 204,263              | 229,747              | 157,362   | 147,986                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>基本的1株当たり当期利益 (円)                     | 2.40                | 14.44                | 16.21                | 11.10     | 10.44                             |
| 総資産又は資産合計(千円)                                        | 2,860,423           | 4,098,898            | 4,638,134            | 5,040,930 | 5,720,877                         |
| 純資産又は資本合計(千円)                                        | 2,130,758           | 2,313,759            | 2,775,590            | 2,885,885 | 2,629,418                         |
| 1株当たり純資産又は<br>1株当たり親会社所有<br>者 帰 属 持 分 (円)            | 145.58              | 160.13               | 175.37               | 182.67    | 182.69                            |

- (注) 1. 当連結会計年度より国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第11期のIFRS会計基準に準拠した数値も併記しております。
2. 科目名の表記が日本基準とIFRS会計基準とで異なる場合は、両方を併記しております。
3. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 記載金額（1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                            | 第 9 期<br>(2022年7月期) | 第 10 期<br>(2023年7月期) | 第 11 期<br>(2024年7月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2025年7月期) |
|------------------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                      | 1,820,258           | 2,286,235            | 1,880,569            | 921,029                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )(千円)               | 201,547             | 390,057              | 224,687              | △116,615                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )(千円)           | 111,827             | 263,339              | △43,776              | △96,897                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | 7.91                | 18.62                | △3.09                | △6.84                           |
| 総 資 産 (千円)                                     | 2,855,936           | 3,956,872            | 2,967,432            | 3,652,007                       |
| 純 資 産 (千円)                                     | 2,277,954           | 2,542,269            | 2,498,663            | 2,401,955                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                            | 161.18              | 179.39               | 176.30               | 169.46                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額(1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は除く)は、千円未満を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、持株会社体制への移行に伴い、2024年3月1日付で吸収分割方式による会社分割を実施したため、第10期と第11期の実績との間には大幅な変動が生じております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                      | 資本金   | 当社の議決権比率       | 主要な事業内容                         |
|--------------------------|-------|----------------|---------------------------------|
| 株式会社コンパス                 | 73百万円 | 48.1%          | デジタル出版代行                        |
| 株式会社Brightech            | 1百万円  | 50.0%          | ソフトウェアの企画、開発、製造、販売              |
| バリューコンサルティング株式会社         | 3百万円  | －%<br>(50.0%)  | ITコンサルティング・アドバイザー               |
| 株式会社 Link-U Technologies | 51百万円 | 100.0%         | サーバープラットフォーム事業                  |
| 株式会社 Link-U Marketing    | 1百万円  | 100.0%         | マーケティング事業                       |
| 株式会社Romanz               | 0百万   | －%<br>(100.0%) | Vtuber・ストリーマーを活用したプロモーションイベント企画 |
| 株式会社ビューン                 | 49百万  | 100.0%         | インターネットを利用したコンテンツ配信サービス         |

- (注) 1. 議決権比率の欄の( )内は間接保有比率であり内数であります。  
 2. 連結子会社であったリベラルマーケティング株式会社は、2025年3月31日付で全株式を売却したため、重要な子会社から除いております。  
 3. 株式会社Link-U Technologiesは、2025年3月31日付で増資を行い、資本金が増加しております。

4. 連結子会社である株式会社Link-U Marketingは、2025年2月28日付で株式会社Romanzの株式を追加取得いたしました。その結果、当社の株式会社Romanzに対する間接保有比率は40.0%から100.0%に増加しております。
5. 当社は、2025年5月30日付で、株式会社ビューンの株式を追加取得いたしました。この結果、当社の株式会社ビューンに対する議決権比率は66.0%から100.0%に増加しております。
6. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                       | 株式会社Romanz        |
| 特定完全子会社の住所                       | 東京都千代田区外神田二丁目2番3号 |
| 当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価格 | 941,367千円         |
| 当社の総資産額                          | 3,652,007千円       |

|                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称                       | 株式会社ビューン           |
| 特定完全子会社の住所                       | 東京都千代田区神田錦町3丁目13-7 |
| 当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価格 | 845,045千円          |
| 当社の総資産額                          | 3,652,007千円        |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「あらゆる価値を解放し、ココロ震える体験を世界に。」というグループパースのもと、サーバープラットフォーム事業や国内・海外向けマンガサービスの開発・運営、マンガ・Webtoonのコンテンツ制作等を行っております。その中で培ったサーバーインフラ技術、データ処理技術及びコンテンツ処理技術等を強みとして、事業規模を拡大してまいりました。

5Gの商用サービスの開始以降、移動通信システムのトラフィック量は飛躍的に増加しており、今後もさらに大容量データの配信が容易になるものと予測しております。そのような状況下において、引き続き、当社グループの強みである大量のデータを高速かつ安価に捌けることの優位性も比例して高まっていくと考えております。

このような環境の中、当社グループのマンガサービスにおいて、継続して積極投資を進めるとともに、国内のみに限らず海外の新規サービス獲得に取り組んでまいります。また、近年、日本各地で地震が増加していることや大規模な地震の発生が予測されていることを踏まえ、地震の事前予測を行うサービスの運営を行うなど、これからの社会のニーズを捉えた情報コンテンツの拡大及び開発に取り組んでまいります。

このように既存事業の収益力向上に努めるとともに、汎用的に応用可能な技術を活用し、マンガに限らず多様なコンテンツを配信する新規サービスにも取り組むことや、新たなマーケティング手法を活用していくことで、収益力の基盤を固めつつ、新たな収益力の基盤を構築し、企業価値の向上に努めてまいります。

そのため当社では下記の事項の取り組みを進めております。

##### ①システム技術の強化

当社グループのサービスとして、電子認証、大量データ配信に対応したシステムを提供しております。今後、予想される更なる、1人当たりデータ配信量の増加、ユーザー数の増加、IoTデバイス等の新たなデバイスに対応した新しい技術の開発に取り組んでまいります。

##### ②新たなコンテンツホルダーとの契約の実現

当社グループの主力事業であるコンテンツビジネスにおいて、継続的な成長のためには、今まで取扱いができなかったコンテンツホルダーと契約して、商材としての知名度が高く人気のあるコンテンツを獲得することで、コンテンツを拡充していくことが不可欠であると考えております。したがって、これまでのマンガを中心とした画像配信に加え、今後は動画・音楽等の分野において新たなコンテンツホルダーとの契約の実現を目指してまいります。

### ③将来に向けた新規事業・技術力向上について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、ボーダレス化の加速や競合企業の台頭など、市場環境や顧客ニーズ、競合他社の状況が常に変化しており、今後も変化の激しい事業環境になることが想定されます。このような事業環境においては、将来を見据えた新規事業の創出や技術キャッチアップは重要な課題であると考えております。

今後、当社グループの中長期の競争力確保につながる技術力の向上及びノウハウの蓄積を積極的かつ継続的に行うとともに、新規事業開発にも取り組んでまいります。

### ④海外事業展開の推進

当社グループは主に国内で事業展開しておりますが、多くの優良なコンテンツを抱える日本の電子書籍業界においては、ボーダレス化が進みグローバル市場での事業展開が加速していくものと思われます。当社グループとしても日本の電子書籍コンテンツを海外配信するため業務体制を強化し、世界に向けたビジネスを展開していきたいと考えております。そのためには、日本の優良なコンテンツを翻訳し、それを配信していくプラットフォームの確立を進めてまいります。

### ⑤優秀な人材の確保

当社グループは、情報処理安全確保支援士をはじめとした国家資格を有するエンジニアが多く在籍しているものの、クライアントの更なる拡大を図るためには、引き続き優秀な人材を確保し育成することが重要であると考えております。

人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われますが、当社グループとしましては、優秀な人材を惹きつけられるように、幹部役員・社員への株式報酬制度や、社内教育制度の整備、福利厚生充実を図っていくとともに、サービスの提供を通じて業界での存在感をさらに高め、会社の魅力を訴求していくことで採用強化につなげたいと考えております。

### ⑥知的財産権について

当社グループは、これまで第三者の知的財産権に関してこれを侵害することのないよう対応してまいりました。しかしながら、当社グループの事業拡大に伴い、知的財産権の取扱いが増加することから、第三者の知的財産権を侵害することのないよう知的財産権への理解をさらに深め、管理体制の強化に努めてまいります。

### ⑦内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより、事業基盤を確立することが重要な課題であると認識しております。また、新たに当社グループへ参入する子会社等も増えていくため、既存グループ同様の内部管理体制を運

営していく必要があります。そのため、適切かつ効率的な業務運営を遂行するために、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制の強化をするとともに、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めてまいります。

⑧グループシナジーの創出

当社グループは、企業価値の向上に資する戦略的アライアンスを推進し、グループシナジーの創出に取り組んでまいります。M&Aの機会があった場合には、グループが保有する事業や技術とのシナジーを考慮したうえで、ターゲット企業に対して事業の評価を行うことで、グループでの利益最大化と収益基盤の確立を実現したいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年7月31日現在)

当社グループは、「あらゆる価値を解放し、ココロ震える体験を世界に。」というグループパーパスのもと、サーバープラットフォーム事業や国内・海外向けマンガサービスの開発・運営、マンガ・Webtoonのコンテンツ制作等を行っております。

(6) 主要な事業所 (2025年7月31日現在)

① 当社

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区 |
|---|---|---------|

② 子会社

|                                                |         |
|------------------------------------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ ン パ ス                                | 東京都千代田区 |
| 株 式 会 社 B r i g h t e c h                      | 東京都千代田区 |
| バリューコンサルティング<br>株 式 会 社                        | 東京都千代田区 |
| 株 式 会 社 L i n k - U<br>T e c h n o l o g i e s | 東京都千代田区 |
| 株 式 会 社 L i n k - U<br>M a r k e t i n g       | 東京都千代田区 |
| 株 式 会 社 R o m a n z                            | 東京都千代田区 |
| 株 式 会 社 ビ ュ ー ン                                | 東京都千代田区 |

(7) 従業員の状況 (2025年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況 193 (8) 名 (前連結会計年度末比1名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、平均臨時雇用者数 (アルバイト含む。) は最近1年の平均人員を ( ) 外数にて記載しております。

2. 当社グループはインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前期末比増減 | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|--------|----------|------------|
| 35 (1)   | 21名減   | 32.8     | 2.1        |

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む) であり、平均臨時雇用者数 (アルバイト含む。) は最近1年の平均人員を ( ) 外数にて記載しております。

2. 従業員数の減少の主な理由は、グループ全体での人員体制強化の一環として当社グループ会社への出向が増加したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年7月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 894,795千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 320,008千円 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行 | 200,000千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 140,008千円 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 100,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年8月1日に株式会社Link-U Productsを設立し、当社のライフサイクルマーケティング事業を同社に承継させる会社分割 (吸収分割) を行い、同社を連結子会社といたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,400,000株
- ② 発行済株式の総数 14,172,900株
- ③ 株主数 3,892名
- ④ 大株主

| 株主名                           | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|-------------------------------|---------|---------|
| 松原裕樹                          | 4,435   | 31.30   |
| 山田剛史                          | 4,152   | 29.30   |
| 株式会社メディアシーク                   | 1,112   | 7.85    |
| 小宮健司                          | 470     | 3.32    |
| 三菱UFJスマート証券株式会社               | 258     | 1.82    |
| 前田有幾                          | 180     | 1.27    |
| 株式会社SBI証券                     | 160     | 1.13    |
| 株式会社セレス                       | 126     | 0.89    |
| BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS | 111     | 0.79    |
| GMOクリック証券株式会社                 | 83      | 0.59    |

（注）持株比率は自己株式（68株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年7月31日現在）

| 会社における地位         | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                              |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役グループ<br>CEO | 松 原 裕 樹 | 株式会社Link-U Marketing 代表取締役CEO<br>株式会社Brightech 取締役<br>株式会社コンパス 取締役<br>株式会社ビューン 取締役<br>株式会社Romanz 取締役 |
| 取締役グループ管理統括      | 藤 田 貴 弘 | 株式会社Link-U Technologies 取締役CFO<br>株式会社Link-U Marketing 取締役<br>株式会社コンパス 取締役<br>株式会社Brightech 管理部長     |
| 取締役グループCTO       | 土 屋 達 示 | 株式会社Brightech 取締役                                                                                    |
| 取締役グループCDO       | 中 田 雄 太 | 株式会社Link-U Marketing 取締役                                                                             |
| 取 締 役            | 西 尾 直 紀 | 株式会社メディアシーフ 代表取締役社長<br>スタートメディアジャパン株式会社 代表取締役社長<br>株式会社メディアシーフキャピタル 代表取締役社長<br>Solvvy株式会社 代表取締役副社長   |
| 取 締 役            | 貞 廣 一 省 |                                                                                                      |
| 取 締 役            | 萩 生 田 彩 | NEXTi法律会計事務所 代表弁護士<br>株式会社CREA LEGAL 代表取締役                                                           |
| 監 査 役            | 安 藤 伸 次 | 株式会社Link-U Technologies 監査役                                                                          |
| 監 査 役            | 塚 田 英 樹 | 公認会計士塚田事務所 所長<br>監査法人クレア パートナー<br>弥生株式会社 社外監査役                                                       |
| 監 査 役            | 笹 口 勝 好 |                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役西尾直紀氏、貞廣一省氏及び萩生田彩氏は、社外取締役であります。
2. 取締役萩生田彩氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役安藤伸次氏、塚田英樹氏及び笹口勝好氏は、社外監査役であります。
4. 監査役塚田英樹氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 株式会社メディアシーフは、当社の株主であります。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、D&O保険契約という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び子会社の取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なおD&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 60,000<br>(7,200)  | 60,000<br>(7,200)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 8<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 10,800<br>(10,800) | 10,800<br>(10,800) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 70,800<br>(70,800) | 70,800<br>(70,800) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 11<br>(6)             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月26日開催の第3回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年10月27日開催の第8回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

##### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総枠の範囲内で、企業価値の持続的な向上に資するものであって、優秀な人材の確保・維持が可能となるような報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬で構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
各取締役の報酬については取締役会の決議により決定する。

- ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役西尾直紀氏は、株式会社メディアシークの代表取締役社長、スタートメディアジャパン株式会社の代表取締役社長、株式会社メディアシークキャピタルの代表取締役社長及びSolvvy株式会社の代表取締役副社長であります。株式会社メディアシークは当社の株主であり、当社グループとの間には取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少（当社グループの売上高に占める同社に対する売上比率は1%未満、2025年7月期実績）であり、重要な取引関係ではありません。スタートメディアジャパン株式会社、株式会社メディアシークキャピタル及びSolvvy株式会社と当社グループの間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役萩生田彩氏は、NEXTi法律会計事務所代表弁護士及び株式会社CREA LEGAL代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役塚田英樹氏は、公認会計士塚田事務所所長、監査法人クレア パートナー及び弥生株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 尾 直 紀 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                            |
| 取締役 貞 廣 一 省 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                               |
| 取締役 萩 生 田 彩 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                   |
| 監査役 安 藤 伸 次 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、当事業年度に開催された監査役会17回の全てに出席いたしました。事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適時必応な発言を行っております。   |
| 監査役 塚 田 英 樹 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、当事業年度に開催された監査役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適時必応な発言を行っております。            |
| 監査役 笹 口 勝 好 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、当事業年度に開催された監査役会17回の全てに出席いたしました。主に事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適時必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 永和監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 35,500千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

#### (責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査報酬その他の職務執行の対価として受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額をもって損害賠償責任の限度とする。

# 連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 )         |           | ( 負 債 )         |           |
| 流 動 資 産         | 3,261,601 | 流 動 負 債         | 2,044,593 |
| 現金及び現金同等物       | 1,654,662 | 営業債務及びその他の債務    | 879,144   |
| 営業債権及びその他の債権    | 1,128,533 | 借 入 金           | 839,607   |
| その他の流動資産        | 478,406   | リ ー ス 負 債       | 145,658   |
| 非 流 動 資 産       | 2,459,276 | 未 払 法 人 所 得 税   | 9,939     |
| 有形固定資産          | 198,378   | そ の 他 の 流 動 負 債 | 170,244   |
| 使用権資産           | 334,477   | 非 流 動 負 債       | 1,046,865 |
| の れ ん           | 1,107,417 | 借 入 金           | 815,204   |
| 無 形 資 産         | 255,143   | 引 当 金           | 54,685    |
| 持分法で会計処理されている投資 | 45,076    | リ ー ス 負 債       | 176,975   |
| その他の金融資産        | 432,144   | 負 債 合 計         | 3,091,459 |
| 繰延税金資産          | 85,492    | ( 資 本 )         |           |
| その他の非流動資産       | 1,146     | 親会社の所有者に帰属する持分  | 2,589,279 |
| 資 産 合 計         | 5,720,877 | 資 本 金           | 477,140   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金       | 207,109   |
|                 |           | 利 益 剰 余 金       | 1,765,380 |
|                 |           | 自 己 株 式         | △135      |
|                 |           | その他の資本の構成要素     | 139,785   |
|                 |           | 非 支 配 持 分       | 40,138    |
|                 |           | 資 本 合 計         | 2,629,418 |
|                 |           | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 5,720,877 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額       |
|------------------|-----------|
| 売上収益             | 4,835,406 |
| 売上原価             | 2,525,685 |
| 売上総利益            | 2,309,721 |
| 販売費及び一般管理費       | 2,062,257 |
| その他の収益           | 51,125    |
| その他の費用           | 6,398     |
| 持分法による投資損益（△は損失） | 34,777    |
| 営業利益             | 326,968   |
| 金融収益             | 1,436     |
| 金融費用             | 19,461    |
| 税引前当期利益          | 308,943   |
| 法人所得税費用          | 84,019    |
| 当期利益             | 224,924   |
| 親会社との帰属          | 147,986   |
| 非支配持分            | 76,937    |
| 当期利益             | 224,924   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,981,351</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>518,348</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 418,497          | 1年内返済予定の長期借入金        | 311,647          |
| 売 掛 金                  | 136,106          | 未 払 金                | 73,323           |
| 未 収 入 金                | 51,626           | 未 払 費 用              | 103,432          |
| 前 払 費 用                | 32,061           | 未 払 法 人 税 等          | 2,502            |
| 前 渡 金                  | 135,360          | 預 り 金                | 15,016           |
| 短 期 貸 付 金              | 1,040,000        | 前 受 金                | 4,000            |
| そ の 他                  | 167,700          | そ の 他                | 8,426            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,670,656</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>731,704</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>81,800</b>    | 長 期 借 入 金            | 731,704          |
| 建 物                    | 32,975           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,250,052</b> |
| 建 物 附 属 設 備            | 41,862           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| 工具、器具及び備品              | 6,962            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,401,766</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>187,823</b>   | <b>資 本 金</b>         | <b>477,140</b>   |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 35,414           | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>476,140</b>   |
| ソフトウェア仮勘定              | 151,303          | 資 本 準 備 金            | 476,140          |
| コ ン テ ン ツ 資 産          | 1,105            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,448,622</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,401,032</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 1,448,622        |
| 投 資 有 価 証 券            | 75,022           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 1,448,622        |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,097,545        | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△135</b>      |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 126,432          | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>189</b>       |
| 繰 延 税 金 資 産            | 102,032          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,401,955</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,652,007</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,652,007</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                                                                                                                                                                              |              | 金 額     |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|----------|
| 売上高<br>売上原価<br>売上総利益<br>販売費及び一般管理費<br>営業損<br>営業外収益<br>受取利息<br>助成金収入<br>その他<br>営業外費用<br>支払利息<br>為替差損<br>暗号資産評価損<br>経常損<br>特別損<br>特別損失<br>固定資産除却損<br>減損<br>関係会社株式売却損<br>税引前当期純損<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純損 | 売上高          |         | 921,029  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 売上原価         |         | 128,135  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 売上総利益        |         | 792,894  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 販売費及び一般管理費   |         | 914,256  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 営業損          |         | △121,362 |
|                                                                                                                                                                                                                  | 営業外収益        |         |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 受取利息         | 8,094   |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 助成金収入        | 11,725  |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | その他          | 532     | 20,351   |
|                                                                                                                                                                                                                  | 営業外費用        |         |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 支払利息         | 9,474   |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 為替差損         | 2,227   |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 暗号資産評価損      | 3,903   | 15,604   |
|                                                                                                                                                                                                                  | 経常損          |         | △116,615 |
|                                                                                                                                                                                                                  | 特別損          |         |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 特別損失         |         |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 固定資産除却損      | 55      |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 減損           | 668     |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 関係会社株式売却損    | 106,487 | 107,210  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 税引前当期純損      |         | △127,806 |
|                                                                                                                                                                                                                  | 法人税、住民税及び事業税 | △26,396 |          |
|                                                                                                                                                                                                                  | 法人税等調整額      | △4,512  | △30,909  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 当期純損         |         | △96,897  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

Link-Uグループ株式会社

取締役会 御中

永和監査法人  
東京都中央区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 荒 川 栄 一 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 芦 澤 宗 孝 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Link-Uグループ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、Link-Uグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に

関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

Link-Uグループ株式会社

取締役会 御中

永和監査法人  
東京都中央区

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 荒 川 栄 一 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 芦 澤 宗 孝 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Link-Uグループ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役などからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月26日

Link-Uグループ株式会社 監査役会

|         |         |
|---------|---------|
| 常勤監査役   | 安藤 伸次 ㊞ |
| (社外監査役) |         |
| 非常勤監査役  | 塚田 英樹 ㊞ |
| (社外監査役) |         |
| 非常勤監査役  | 笹口 勝好 ㊞ |
| (社外監査役) |         |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ  
カンファレンスセンター1階 RoomB



交通 JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より 徒歩1分  
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口 直結  
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1より 徒歩4分  
都営新宿線「小川町」駅 B3出口より 徒歩6分